

## □■養成所ニュースプラス第 36 号 2024□■

今週は強い寒気が流れ込み、各地で厳しい寒さが続きました。皆さん体調は維持できていますか。試験まで9日となりました。時間に追われ地に足がつかなくなる時期ですが、まだ9日もあります。南アフリカの元大統領であるネルソン・マンデラも「何事も達成するまでは不可能に見えるものである。」という言葉を残しています。一日一日を積み重ねていきましょう。

今回の人物に関する○×問題は、「相談援助の理論と方法」（現、ソーシャルワークの理論と方法）からの出題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみてください。

### ■Plus Quiz・・・・・・・・

#### 【相談援助の理論と方法○×問題】

1. ブラッドショウ (Bradshaw, J.) の規範的ニードは、同じ特性を持つ別の人や地域などとの比較により明らかにされる。【31 回問題 105】
2. アイビー (Ivey, A.) のマイクロ技法の基礎となっている「基本的かかわり技法」では、クライアントにソーシャルワーカー自身の経験を開示する。【31 回問題 108 改変】
3. カデュージン (Kadushin, A. & Kadushin, G.) は、「会話」と比べて、「ソーシャルワーク面接」ではスピーチのパターンが構造化されていると示した。【32 回問題 109】
4. シュワルツ (Schwartz, W.) は、グループワークの 14 の原則を示し、治療教育的グループワークの発展に貢献した。【33 回問題 113 改変】
5. バイステック (Biestek, F.) の統制された情緒的関与の原則とは、クライアント自身が自らの情緒的混乱をコントロールできるようにすることである。【34 回問題 116】

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・【重要】令和 6 年能登半島地震に被災された受講生の皆様へ  
大変な状況と存じます。まずは日常を取り戻すことを最優先してください。連絡できる状況になり、今後の学習についてご不安等ございましたら、ご相談ください。
- ・(34 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

### ■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1208251&c=3246&d=99c7>
- ・【重要】第 36 回国家試験に係る石川県試験会場の変更等について、社会福祉振興・試験センターから情報発信がありました。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1208252&c=3246&d=99c7>
- ・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。  
現在は、「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」の一部と「国家試験集中講座（共通科目／社会専門）」のオン

デマンド動画が視聴可能です。また、令和5年12月20日（水）に国家試験直前対策講座（有料）の講義動画の視聴が開始となりました。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1208253&c=3246&d=99c7>

※「国家試験集中講座（共通科目／社会専門）」については、申し込みが完了し受講確定通知を受けた方に限り視聴が可能です。

※「国家試験直前対策講座（有料）」については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて送付しています。

※「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」の5本目（最後）の動画につきましては、令和6年1月30日（火）に公開予定です。今しばらくお待ちください。←New

#### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1208254&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第36期生の出願を受け付けております。

現在、3期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介しますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1208255&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1208256&c=3246&d=99c7>

#### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1208257&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column . . . . .

##### 【受験対策ミニ講座第18号／先輩からのメッセージ】

試験に向けて踏ん張り続ける皆さんに先輩の経験談をご紹介します。

◆「最後まで諦めない」と何度も自分に言い聞かせた。◆シンプルでわかりやすく、コンパクトなものを直前まで繰り返し読んだ。→ふくし合格ネットのPDF教材、国家試験キーワードチェック・頻出項目チェックテスト、メルマガの問題をコピーしたノート、年表の書き込み、自分の要点整理ノート。◆2週間前から不規則な生活は送らず睡眠をきちんととった。◆試験前は、朝勉強を続け、本番と同じ朝のリズムを意識した。◆直前は、試験当日使う時計をしてマスクをつけて過去問をやった。◆最後は熱い気持ちが大事。そして諦めないこと。

先輩からのメッセージを受け止めていただけたことと思います。

次は、当日までの食事についてです。受験生には、ブドウ糖や体を温めるもの、消化しやすいものを取ることが大切だと言われています。ブドウ糖を効率良く吸収するには、ビタミンB1と一緒に取るとよいようです。また起床後、白湯を飲むと体を温め免疫力を上げる効果があると言います。気をつけなくてはいけないのは、景気づけと言って好きなものを食べ過ぎないようにすることです。例えば、生ものや揚げ物が好きな方はお気を付けてください。

当日午前中は、科目数も多く時間も長いので、朝食はしっかり取りましょう。マラソン選手の中には、試合当日の朝食にお餅やバナナを食べる人がいます。脂っこいものは胃もたれし、冷たい食べ物は体を冷やします。

午後の試験時間は短いので、昼食は軽いもの、食べ慣れたもので済ませるのが無難です。神経が高ぶっていると空腹すらも感じないことがあります。集中力保持にはチョコレートやドライフルーツ等糖度の高いものがよいようです。一方、急な血糖値の上昇は眠気の誘因にもなります。食べ過ぎには気を付けて、うまく調整してください。

合計4時間の試験は、体も気持ちもへとへとになります。最後は、体力、気力の勝負です。皆さん体調を整え、万全の準備で試験に臨んでください。

今回は、試験直前号になります。当日の留意点と持ち物についてお伝えします。

#### 【Plus Quiz・・・・・・正答と解説】

「相談援助の理論と方法」の人物問題には、「岡村重夫が述べた社会福祉の一般的機能に関して、最も適切なものを1つ選びなさい。」のように、ある人物の業績について問われる問題もあります。人物とその業績を押さえられていれば確実に回答することができます。今回はそのような問題を中心に出题しました。

4回に渡ってお送りしました「人物〇×問題」も、今回が最終回になります。皆さんからは、人物問題がなかなか正解できないとの声も届いています。当日まで暗記を繰り返していきましょう。

1. ×選択肢は、「比較ニード（コンパラティブ・ニード）」の説明です。「規範的ニード（ノーマティブ・ニード）」は、社会的な規範や基準等に照らして客観的に判断されたニードのことです。
2. ×選択肢は、マイクロ技法の「自己開示」の説明です。「自己開示」は「基本的かかわり技法」より上位の技法である「積極技法」のひとつです。かかわり行動、観察技法、開かれた質問・閉ざされた質問、励まし・要約・言い換え、感情の反映、意味の反映が「基本的かかわり技法」にあたります。
3. ○ソーシャルワーク面接の特性の説明です。他にも、意図的な目的が存在している点、参加者間に明確な役割分担がある点、クライアントの利益になるように権力や力は不平等であることが挙げられます。
4. ×選択肢は、コノプカ（Konopka,G.）の説明です。個人の社会生活上の問題解決を小集団が持つ治療的機能に着目しました。シュワルツは、個人と社会の関係において援助者は媒介者としての重要な役割があることを強調した「相互作用モデル」を提唱しました。
5. ×統制された情緒的関与の原則とは、クライアント自身による情緒のコントロールではなく、援助者がクライアントに対する自らの感情を自覚・吟味して関わることです。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus